

清末民初期の地域エリートの動態

——広東省順徳県を中心に

宮 内 肇

| | |
|---------------------------|-----|
| はじめに | 517 |
| I 清末順徳県の匪賊猖獗と地域エリート | 519 |
| II 順徳県における辛亥革命 | 524 |
| III 辛亥革命後の地方政策と地域エリート及び宗族 | 528 |
| おわりに | 538 |

はじめに

本稿は清末民初期、特に辛亥革命前後の広東郷村社会における地域エリートの動態を明らかにすることを目的としている。広東における革命運動は、1895（光緒21）年に設立された興中会、その後、1905（光緒31）年に興中会・光復会・華興会等が合併して出来た中国同盟会の香港分会を中心に、一貫して会党を利用した革命を計画、実行してきたが、相次ぐ「起義」の失敗により1908（光緒34）年以降、その反省から清朝の新軍に目を付けようになった。しかし、1910（宣統2）年の新軍起義の失敗後、広東当局の武官の暗殺活動を展開する⁽¹⁾。そして、武昌起義以降、朱執信によって農村で組織された民軍が省城広州へ進軍する一方、潘達微・鄧慕韓・鄧警亜等は広州清郷総辦江孔殷を通じて両広総督張鳴岐に広東独立の説得工作を行った。それに呼応するように広州在住の知識人等が集議をして、1911年11月10日（宣統3年9月20日）に広東は独立宣言をするのであるが、この広州光復を可能にしたのは、革命派の指導の下に決起した民軍の力が大きかった⁽²⁾。しかし、光復後の広東社会は、以前にも増して匪賊による動乱に悩まされ、広東軍政府は清郷政策に手を焼くこととなる。光復時に発生した大量の民軍の解散、それに伴う民間への武器の流入、郷村旧来の統治秩序の崩壊などがその原因であった⁽³⁾。このように広東

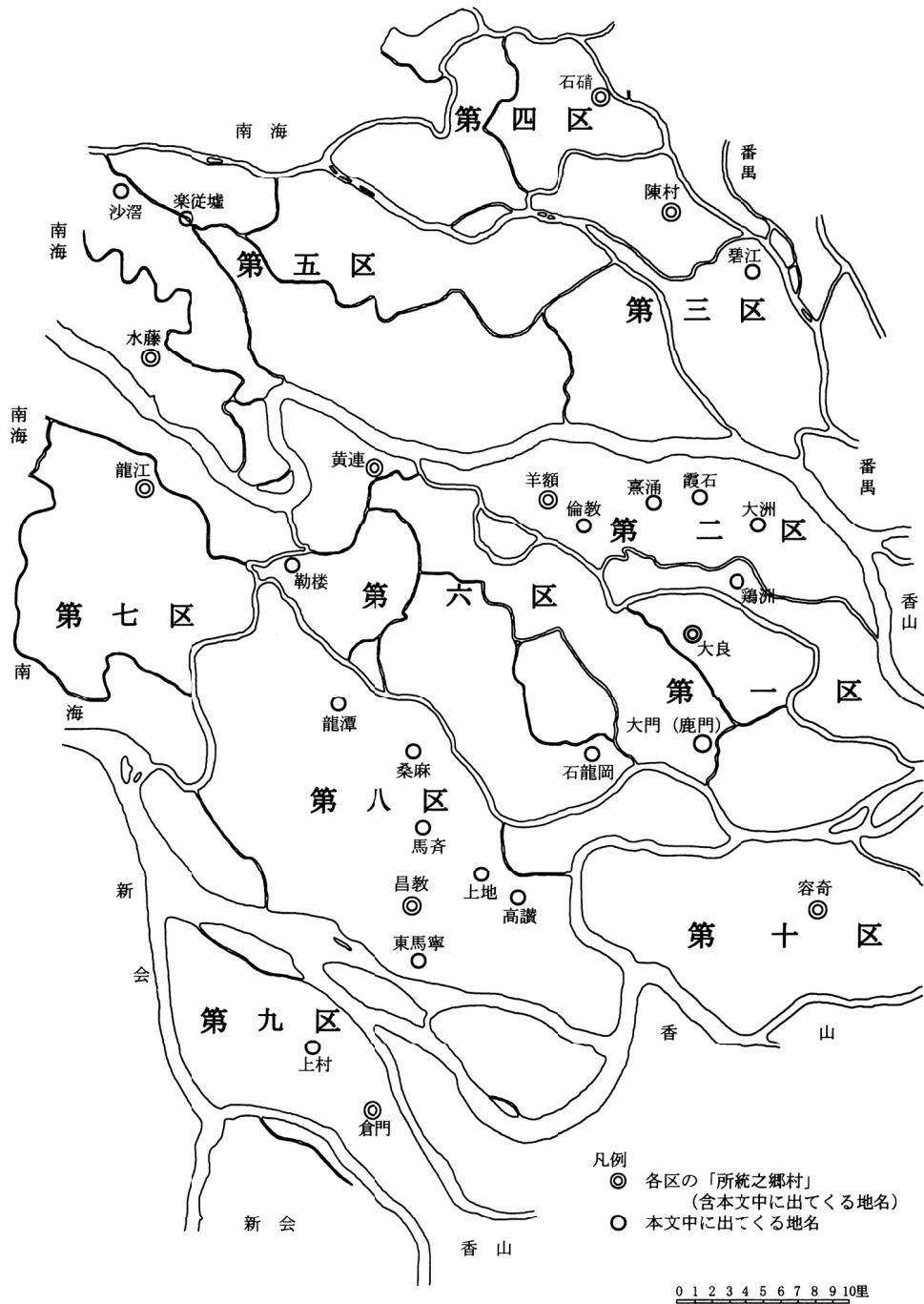


图1 順德縣全域図（民國初期）

典拠：『廣東省順德縣州志』附録図版「順德縣図」

（中国方志叢書華南地方第4号）成文出版社1966年より作成。

における辛亥革命及びその動態研究は、同盟会と会党との関係を中心に行われてきた⁽⁴⁾。会党に関しては、天地会などの秘密結社、太平天国などとの連続性からの視点で研究が進められている⁽⁵⁾。

さて、これまでの先行研究を踏まえ、筆者は上記の視点に加えて広東における地域エリートの言動からの視点を考慮しなければならないと考える⁽⁶⁾。ここでいう「地域エリート」とは、科挙及第を果たし官務に従事した後に帰郷した、もしくは科挙受験をしていない留学経験者や善挙または捐官によって郷紳の地位を得て、郷里で様々な慈善的、福祉的活動を行い、地域社会に対して公的な責務を果たしてきた人物であり、彼等はその活動を通じて、郷村・県城・省都広州において人的関係を構築してきた集団である⁽⁷⁾。筆者はこれまで、清末広東におけるこうした「地域エリート」の活動や彼等の人的関係を考察してきた。彼等は少なくとも、清朝統治期には郷村社会におけるリーダー的存在であった⁽⁸⁾。本稿では、こうした地域エリートが辛亥革命という政治体制の転換に直面した時、どのような行動をとったのか、その行動には光復以前と如何なる変化が生じたのか、あるいは生じなかったのか、また、「地域エリート」という概念はどのようにになっているのかを明らかにする。そして、そのおもな考察地域として、広東省広州府順徳県を取り上げる（図1参照）。

I 清末順徳県の匪賊猖獗と地域エリート

1 匪賊猖獗

清末広東の都市、農村に関わらず恒常的に発生していた匪賊等による掠奪や誘拐によって、商人は商業活動を満足に行うことが出来ず、また、農民は日々の農作業にすら従事出来ずにいた。例えば、高讚郷荔枝園では「該郷人が農作業へ向かう度に、（匪賊が）銃を発砲して該郷人をむやみに殺害する。また、（該郷人の）老若貧富を問わず誘拐する。（中略）該郷居民は、（家に）隠れて敢えて外出せず、よって農夫は失業し、基田は荒れ果ててしまう⁽⁹⁾」というような状況であった。

匪賊被害は、順徳県の場合、その多くが三合会によるものであった⁽¹⁰⁾。三合会は、各地で「開檯」と称する新会員の入会儀式を行い、その規模を拡大していった。例えば1910年9月23日（宣統2年8月20日）晩、大門郷では三合会の匪賊が集合し、新たに200余人が入会した。また、該郷石牌坊でも「開檯拝会」が行われ、儀式が終了した後、直ちに厚福・忠心坊へ向かい、次々と数件の家を襲った⁽¹¹⁾。その他にも同年6月には上地郷で匪賊数百人が白昼郷村の桑基において⁽¹²⁾、9月8日（旧暦8月5日）には高讚郷で⁽¹³⁾、

また、石龍岡郷では1911（宣統3）年6月から連日のように「開檯拜会」が行われ、特に7月28・29日（旧暦閏6月3・4日）に行われたものはそれまでのもの以上に盛大に行われ、酒が振舞われ、その席は160余席に及んだという⁽¹⁴⁾。

また、三合会への入会を強制するような場合もあった。「馬斉郷西湖里の匪賊は各所で（三合会への）入会を強要している。会員が入会者の財産の多寡を論じ、入会者に（三合会の）軍需を援助させる。陳某の家は非常に裕福であったために、該匪賊に数百金を強要され、入会しなければ、拳銃にて非情な行動をとると脅された⁽¹⁵⁾」。

こうして規模を拡大させていった三合会は、順徳各地で盗賊行為を行う。例えば、1910年5月15日（宣統2年4月7日）晩、霞石郷十七甫の巨祥首飾号が約20人の匪賊に襲われ、18歳と15歳の店主の子供が誘拐され、身代金5000金を要求されたり⁽¹⁶⁾、同年6月15日（旧暦5月9日）晩には、匪賊百余人が馬斉郷雁園坊に侵入し、陳姓10家余で強奪を行い、匪賊はその奪った品を大型の船数艘を使って運び出し、悠々と新涌口から三十六郷へ進み、あちこちで乱暴を働いたり⁽¹⁷⁾、盗賊行為の事例は枚挙に遑がない。盗賊行為だけではなく、上地郷では布でテントを作り、そこへ到る道の入り口に長銃を背負った者が厳重に監視をし、日々、花会の開催を引き受け、朝晩二回、大金が取り交されているなど、私賭の補助を行ったりもしていた⁽¹⁸⁾。また、河川では各匪賊が通行する船舶に対して「行水」と称する非公式の通行税を徴収していた⁽¹⁹⁾。例えば「ある有名な匪賊の頭目は、匪賊110人を集めて共同で堂を設け、僱紫洞と名づけ、小型船2艘、長龍快艇8艘を沙滘郷に停泊させ、往来する大小の船舶、筏の全てから、必ず『行水』を強引に徴収している。該所は南海・番禺両県と隣接した地域であり、河川が浅く、狭く、また細かく分かれており、大きな兵船は進入できず、（駐屯する）兵力も乏しく、敢えて匪賊を捕らえようとしな⁽²⁰⁾」というような状況であった。

2 匪賊と宗族

上記のような三合会を主とする匪賊による社会秩序の悪化に、各郷村はどのような対応をとったのであろうか。

高讚郷聚勝園では1910年9月8日（宣統2年8月5日）に、匪賊が「行水」を徴収しようとしたのに対し、佃戸がそれを許さなかったために、匪賊は聚勝園を占領してしまった。そして、毎朝、佃戸が農作業へ出かけると、匪賊はみだりに銃を発砲して、農民を殺害した。該管営は匪賊の行為を聞いただけで、匪賊を捕らえることはしなかった。同月23・24日（旧暦8月20・21日）に匪賊は団結して村民の虐殺を宣言し、昼夜村を囲み発砲し、一斉に住居を破壊し、村民は逃げ惑った。この状況に至って、該管営は大吏に救援を求め

た⁽²¹⁾。その後、11月に匪賊はまた梁姓に「行水」の徴収を求めたが、梁姓はこれを拒んだ。遂に匪賊は、該郷の屠殺商趙叶の豚を聚勝園へ運び込んだ。郷勇は警戒して、匪賊を追いつめ抵抗した。各郷勇は奮戦し、匪賊呉亜柱、陳亜娣の2人を殺害した。匪賊は敵わないと悟り、聚勝園に放火して逃亡した（下線は筆者による、以下同様）⁽²²⁾。

1908年10月5日（光緒34年9月11日）、桑麻郷において、蘇煥詔の経営する綸昌紬記が匪賊の強盗に遭い、数万両が奪われる。その際、郷勇4人、郷人2人が負傷した。蘇煥詔とその子2人、妾の子1人が誘拐される⁽²³⁾。

以上の二つの事例から、匪賊から郷村を守ろうとしたのは「郷勇」であったことが伺える。郷村における防備手段として、「郷勇」を組織することは、この時期特有の事例ではないことは、多くの研究によって明らかにされている。しかし、これに加えて、順徳県を含む広東における郷勇を考える場合には、宗族関係を意識する必要がある。

1910年6月24日（宣統2年5月18日）晩8時頃、龍潭郷の墟（市場）で、匪賊の大隊約200人が強盗を行う。まず、匪賊は該処の質屋（原文は「当店」）へ押し入ろうと、何度も石柱で門を抉じ開けようとしたが、幸い質屋はすでに厚い鉄板と鉄柱の門にしており、侵入することが出来なかった。その後、匪賊は火を用いて店を攻撃しようと、楼上にのぼり攻撃したが、質屋側は銅鑼を鳴らし警告を発した。すると梁姓の郷人が一斉に連発銃数百丁を持って出撃し、5隊に分かれて匪賊と大いに戦った⁽²⁴⁾。

この事例で留意すべきは、匪賊の質屋への強盗に対して「梁姓の郷人」がそれを阻止しようとしたことである。龍潭郷は複数の宗族が同居する雑姓村であったと考えられるが（表1参照）、この質屋への襲撃事件の際には、「梁姓の郷人」が協力して匪賊を撃退している。つまり、郷勇やそれには至らない小規模な自衛団が宗族を基盤に結成されていたことを伺わせる。

仁井田陸氏が「同姓村落乃至は同姓の比重の大きい村落は、清代又は近來の状態から言えば、華中華南殊に華南の農村に多いとされている⁽²⁵⁾」と述べるように、中国南部地域、特に珠江三角洲中部の南海県・番禺県・順徳県及び三角洲東部の東莞県、三角洲西部の四

表1 咸豊・同治・光緒・宣統年間、龍潭郷における科挙（含郷試）及第者姓別

| 区名 | 堡名 | 郷名 | 及第者の姓と及第者のべ人数 | | |
|-----|-----|----|---------------|----|----|
| | | | 梁1 | 呉1 | 黄1 |
| 第八区 | 北水堡 | 龍潭 | | | |

典拠：『民国順徳県志』巻八「選挙表一」（『中国地方志集成』広東府県志輯31、上海書店・巴蜀書社・江蘇古籍出版社、2003年 pp. 588-606.）より作成。

表2 咸豊・同治・光緒・宣統年間、江尾堡における科挙（含郷試）及第者姓別

| 区名 | 堡名 | 郷名 | 及第者の姓と及第者のべ人数 | | |
|-----|-----|----|---------------|----|----|
| 第九区 | 江尾堡 | 倉門 | 欧陽5 | 李2 | 羅1 |
| | | 沙頭 | 黄1 | | |

典拠：『民国順徳県志』巻八「選挙表一」（前掲書 pp. 588-606.）より作成。

表3 江尾堡の戸数

| 姓 | 欧陽 | 黄 | 李 | 陳 | 梁 | 蘇 | 麦 | 崔 | 胡 | 陸 | 謝 | 区 | 周 |
|----|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 戸数 | 9 | 7 | 4 | 2 | 3 | 3 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

典拠：『民国順徳県志』巻五「経政略一」附図甲表 pp. 30B-31A.（前掲書 pp. 563-564.）より作成。

邑（台山県・開平県・新会県・恩平県）では、多くの村落が単姓を中心に構成され、清朝後期には有力宗族が租税徴収の仲介機能、市場の商業権独占、独自の武装組織を持ち、地域社会の中心的存在であったとされる⁽²⁶⁾。無論、上記の龍潭郷のように幾つかの宗族が同居する「雑姓村」も相当数存在していた。しかし、雑姓村の場合においても、郷村内で幾つかの家屋群を形成し、住み分けをしていたという。そして、各宗族間には勢力の強弱関係が存在していた⁽²⁷⁾。

江尾堡の欧陽姓は、咸豊期から光緒期にかけて5人の科挙（郷試を含む）合格者を輩出した有力宗族であるが（表2参照）、1855（咸豊5）年、堡紳欧陽炳・欧陽信等によって上地郷の鶴峯書院に「江尾五堡聯防公約」が設置され⁽²⁸⁾、大郷からは成年男子5、60人を、中郷からは3、40人を、小郷からは1、20人を、それぞれ防備する場所を指定し、もしある郷で警告があれば、各郷が協力して撃退するとの内容が決定される。1906（光緒32）年には、堡紳欧陽鼎が匪賊の猖獗を理由に「五堡聯防章程」を取り決めた⁽²⁹⁾。倉門・沙頭の二郷からなる雑姓村の江尾堡において、戸数及び科挙及第者数が共に最多であった欧陽姓は（表3を参照）、まさに有力宗族であり郷勇を組織して匪賊に反乱に対処していた。

3 宗族集団の指導者たる地域エリートの匪賊対策

広東、特に珠江三角洲流域の郷村社会では、宗族結合がその基盤になっていたことは上記の通りであるが、順徳県内における地域振興のための様々な慈善的、福祉的活動を担ってきた「地域エリート」は、その多くが宗族集団の指導者であった。县城大良の青雲文社

は、こうした活動の拠点であり、県内有力宗族の指導者の集合体であった。

青雲文社の起源ははっきりしないが、明朝末期には、「青雲社」が存在していたという。県内の郷試受験者へのサポート、春秋の祭祀及び旧暦の2月と9月の青雲閣、文昌誕生の祭祀などを担っていた。そしてそれらは、羅世徳堂・羅本原堂・龍敦厚堂・李紫原堂の各祠堂が輪番で管理をしていた。咸豊、同治年間（1851年～1874年）には、邑紳羅惇衍、龍元僖が費用を工面して不動産を購入し（青雲文社の設立当時、社屋は未だ無かった）、富裕紳士を総理に選出して社務を勤めさせた。また孝行清廉な8人の協理を選出し、その内4人を毎年輪番で社務に従事させて、その代わりに税を免じた。咸豊期以降は、防台経費・書籍印刷費・科挙合格者への祝賀金・京官への補助金（炭金）・書院学堂経費などを出資するようになった⁽³⁰⁾。青雲文社の活動が拡大し始めた咸豊期には、その指導者であった龍元僖によって順徳団練総局も設置された。これは、1854（咸豊4）年7月の天地会による順徳占領（翌年4月に清軍によって順徳は奪回される）を教訓に、両広総督葉名琛、広東巡撫柏貴が龍元僖に依頼して設立されたものであるが、その活動は、全県の団練管理という主たる目的だけでなく、順徳県出身の京官への「炭金」支給、科挙及第者への「花紅金」や「書金」、各書院学堂経費の負担、捐諭、地方公事（防台経費・義倉設置・河川管理）や訴訟事件の調査などをも担当していた⁽³¹⁾。

青雲文社と順徳団練総局は、同時期にはほぼ同内容の活動を開始したが、その担い手となったのは、順徳龍氏と羅氏、李氏であったことが伺える。事実、順徳龍氏と羅氏は清朝後期を通じて、順徳県、特に県城大良の有力宗族として、様々な活動に従事していた⁽³²⁾。そして、清末期には龍氏・羅氏を中心に順徳県内各地の宗族指導者によって順徳県における地域エリート集団を形成していた。そして、匪賊反乱の対策にもこうした人物達は積極的な活動を行った。

例えば、龍景愷⁽³³⁾は、1907（光緒33）年11月、1909（宣統元）年6月及び8月に、順徳当局へ匪賊の猖獗さを訴え、対策を講じるように上申している⁽³⁴⁾。また、1911（宣統3）年5月には楽従墟の動乱（三・二九起義）を教訓に、羅豫淞⁽³⁵⁾と共に大良で団練500人を募集し、碧江郷では200人を募集している⁽³⁶⁾。同年8月には、彼は順徳団練総局局紳として、団勇2営を募集し、団練清郷游撃隊を編成している⁽³⁷⁾。

また、龍氏や羅氏以外にも、県内各地の郷村において、地域エリートが防備軍を編成している。1911年7月、広東提督李準は自ら三十六郷（順徳県第八区）へ赴き、また、順徳県に対し、現地の紳商と東馬寧局で会議をしたいと依頼した。その会議では、400人の勇軍を募集し、租税の一部を費用に充て、また、官銀局から費用を出資させ、軍械局より火器を借り、劉鯤海を総辦に、朱理扶、鐘仲浮を協理に、勞沛然に経費を管理させ、郷団を

設立した⁽³⁸⁾。この三十六郷郷団は、1908年11月8日（光緒34年10月15日）に昌教郷に開設された錦鯉沙各郷自治研究所（錦鯉沙とは三十六郷と同義、即ち第八区を指す。また、該研究所は1909年7月1日〔宣統元年5月14日〕に順徳第八区地方自治研究社と改組⁽³⁹⁾）が基盤になっていると思われる。自治研究所とは、光緒新政の一つの政策である地方自治制度の導入に対して、地方自治知識を啓蒙する民間組織であったが、この錦鯉沙各郷自治研究所の開所当日の式典では、各郷の紳士が連れてきた郷勇による合同演習が行われた⁽⁴⁰⁾。筆者が別稿で論じたように、清末の光緒新政期に各地に設立された自治研究所は、単に地方自治の啓蒙活動を行う組織ではなく、民間（宗族を中心とした場合が多い）による各地の保安、衛生、工場設置など、実際に「自治的（近代的な地方自治とは概念として異なる）」な活動組織であった⁽⁴¹⁾。つまり、三十六郷郷団は、錦鯉沙各郷自治研究所が匪賊からの防備のために組織した郷勇団を独立させたものであった。

三十六郷郷団を設立した人物が同地域の郷村における有力宗族出身であることを示す直接的な史料は無いが、劉鯤海は、1903（光緒29）年に、前述の順徳団練総局の会辦に選出されたり⁽⁴²⁾、広州で設立された地方自治の啓蒙団体である広東地方自治研究社へ参加したり⁽⁴³⁾、また郷里では積極的に清郷活動に従事している⁽⁴⁴⁾。勞沛然は、辛亥革命後の省議會議員の順徳県初選挙で当選している⁽⁴⁵⁾。順徳龍氏の様に有力宗族が様々な地方公事に携ったことを考えれば、彼等も当然、郷里における宗族の指導者と考えられないこともないであろう。こうして設立された三十六郷郷団は、同年9月には、著匪鍾九仔を捕らえることに成功している⁽⁴⁶⁾。

以上のように、清末順徳県における匪賊の活動に対し、各地の地域エリートは、団練もしくは郷勇を組織し、郷里防備に努めていた。そして、こうした組織は広東の郷村社会の基盤である宗族結合が母体となっており、各宗族の指導者である地域エリートがその中心的存在となっていた。

II 順徳県における辛亥革命

1 順徳光復⁽⁴⁷⁾

1911年11月に入って、順徳知県朱為潮及び順徳当局は、省都広州から何の電報、電話連絡もなく、如何なる情報をも得られずにいた。県城大良と広州をむすぶ朝晩各一便の連絡船「万順号」と「同安号」も9日（旧暦9月19日）に、広州へ出発したまま大良には戻って来なかったという。順徳協水師副将（通称「協台」）は広州へ使いを送り、省都の状況を探らせ、広州が光復したという情報を得ると、協台鄧昆山、都司勞国材、左営守備何国

標は夜のうちに巡防營を率いて密かに逃亡してしまった。翌日、知県朱為潮は武官の逃亡を知り、彼もまた逃亡を謀った。

朱為潮は逃亡の直前、順徳商會に以下のような書簡を送っている。「大局が変動して、人心は恐れ慌てています。本県（朱為潮）は省城へ赴き、上官に指示を請い、対策を講じてきます。本衙門内東西二箇所の監獄の囚人について、宜しく処理をお願いします」と。これにともない、順徳商會会長の潘景文が、商會会董22人を集め、県政処理を代行した。翌11日（旧暦9月21日）には、明倫堂にて、治安維持と行政長官についての會議を招集し、黃敏孚⁽⁴⁸⁾を順徳県民政長に、潘景文を大良城籌餉局局長に、羅景を大良城民軍総部長にそれぞれ決定した。

省都広州の光復は、革命黨員による官吏暗殺や広州周辺の農村における民軍起義による圧力と、潘達微や鄧警亜等同盟会上層部による工作によって、1911年10月末から官紳商の代表によって議論が重ねられ、最終的には胡漢民を都督に無血光復を成し遂げたが、その過程において常にイニシアチブを取ったのは、広州に在住する広東地域エリートであった⁽⁴⁹⁾。

しかし、順徳県（特に大良）における光復はその過程を見る限り、「地域エリート」の言動を見出すことは出来ない。その理由は、広州光復時に順徳知県が出奔し、それと同時に県城大良で羅景が「民軍」を組織して、県城を軍事的に押さえたことによると考える（大良における地域エリートの活動に関しては後述）⁽⁵⁰⁾。羅景は、かつて澳門にて絹織物を扱う店で働いていた際に孫文の兄孫眉と知り合い、同盟会に加入した。1910年に故郷大良へ戻り、同族兄弟の羅淡庵と自宅で爆弾などを密造し、大良の三合会の頭目周輔等と連合して革命活動を行っていた。1911年11月9日（旧暦9月19日）、羅景は張鳴岐の独立の意思を知ると（9日の時点では、広東都督には兩広総督張鳴岐が就任するということがまともだった）、周輔と共に三合会会員を率いて、翌日には、大良北門の羅氏八世祠において、「景」と記した白い大旗を掲げ、民軍を募った。100人ほどが集まり、全員が辮髪を切り落とすと、すぐに北関局の武装解除を行い、続いて県衙門、協台衙門、都司衙門、左右城守衙門等でもそれぞれ武装解除を行い、県衙門に駐屯した。そして既述したように11日に大良城民軍総部長に就任し、自らの軍隊を「景」字營とし、羅氏八世祠を營部として、大良の城内外各所に軍隊を駐屯させた。

その後、県内各地から民軍が続々と大良城に入場してくる。彼等は入城の際にその軍隊の数を商會に申請すると、商會から「字拋」が発行され、また酒樓が指定され、日々の食事が提供されたという。その中の一軍であった梁璧聯は郷里高讚郷で飲食店を営んでいた関係で、大良商人からの信頼を得た。これによって、羅景は梁璧聯軍の大良入城を拒み、

その結果、両者の武力衝突が始まった。しかし、羅景は1912（民国元）年1月に清遠の陸蘭清軍への編入を命じられ、その後、解散を命じられ、郷里で教育事業に従事したという。

また、黄敏孚も県長に就任したものの直ぐに辞職して、広州の軍政府から派遣されてきた鄧兆呂の軍隊が羅景の出で行った大良の各衛署に駐屯し、県長の職に就いたものの、羅景に替わって最大の民軍となった梁壁聯軍と折り合いが合わず軍事衝突を繰り返した⁽⁵¹⁾。

2 民軍

大良光復後も当然の如く県内各郷では匪賊による強盗、殺人事件が頻発していた。また、梁壁聯は大良で受けた待遇に不満を持ち、郷里高讚郷で再び兵力を増強させ、大良を攻め落とそうと企んでいた。このことを大良の紳商が広州へ陳情に行くと、広東軍政府都督胡漢民は、謝已原・高剣父・梁綺臣を高讚郷へ派遣し、梁壁聯と交渉し、梁壁聯の軍隊を軍政府新軍に編入させ、「壁」字営として公式の軍隊に承認、軍団協会に「壁」字営を登録し、軍政府より証明証と軍餉が支給されることとなった⁽⁵²⁾。この時期の三合会を含めた匪賊は、自らを「民軍」と称し堂々と盗賊行為を行っており、軍政府としても軍団協会への登録によって、匪賊と民軍とを区別しようとしていたのであろう。

1912年1月5日、謝已原は大良へ戻り、県長に就任、7日に順徳県の各団体との会合を持った⁽⁵³⁾。そして、この謝已原が都督胡漢民に清郷を上申し、順徳県における清郷政策を実行していく。5月7日には、麦統領が兵数百を率いて順徳に到着し各地の匪賊征伐を行った⁽⁵⁴⁾。ところが、謝已原の清郷政策は、殆ど成果を挙げることが出来ず、人民から何度も辞職を請求され、5月23日に軍政府から三水への移動を命じられ、代わりに呉霏⁽⁵⁵⁾が順徳県長に就任した。

順徳県における清郷政策は、軍政府から派遣された清郷軍と軍団協会に登録された民軍「警衛軍」が実働部隊として、各地で匪賊征伐を行った。民軍は、郷村を匪賊から守り、民軍としての役割を全うするようなものもあれば⁽⁵⁶⁾、匪賊と何らかわらないようなものも当然存在した。民軍には当局より給料が支給されていたにもかかわらず、各地で商人から保護費と称して強引に集金をしたり⁽⁵⁷⁾、民軍の統領が支給された軍餉をくすね、部下から告発されたりするなどといった事件も起きている。しかし、それでも県城防備の手薄さを補う為にも民軍は必要であり、そのためか、大良城を守る民軍に対する評価は、甚だ酷いというものではなかった⁽⁵⁸⁾。

10月28日、大良城の各団体は、光復一周年記念を催そうと、魚燈等の遊行をして興を盛り上げようと準備していた。ところが、順徳県長呉霏は、不審な情報を探知して、催しを中止して、催し物に遊びに来る人の大良城への入城を禁止した。その晩、突然、匪賊4、

500人が、腕に白布を巻きつけ、道の真ん中に並び、白地に縁を赤くし真ん中に「張」字を記した三角の旗を靡かせ、二路に分かれて県城を奪おうとした。一隊は、飛鵝から九眼橋へ、もう一隊は太平台から十二畝へ、その後、合流して河口大墟に至り、碧鑑街へ侵入した。大良城の防備を担当していた民軍、「康」字營の兵勇の数は甚だ少なく、匪賊に対抗出来ず、城門を閉じた。衆街は該城の交易の最も盛んな地域であり、匪賊は力を合わせてそこへ攻め込んだ。順徳商団団長は、団兵を率いてそれを防ぎ止めようと、3時間奮戦した。そこで匪賊は諦めて、火を放って退散した⁽⁵⁹⁾。数日後、順徳県長より諭告が発せられる。「先日の事件は、大良の広さに対して兵数が少なすぎた為に、匪賊の動乱が発生したのである。もし各軍士が懸命に奮戦して保守すれば、城内の衛署も、広くて活気ある商場も、被害を受けなかったであろう。今、武器の性能を良くし、防御を厳密にすれば、匪賊が凶暴であったとしても、思うに彼等は敢えて再び動乱を起こさないであろう。各処の商民は風説を言わず、疑心暗鬼を生さず、疑い恐れること無かれ⁽⁶⁰⁾」と、順徳当局は、自らが雇った民軍の戦力の無さを認めざるを得なかった。

その後、軍政府は順徳県の匪賊の猖獗さを改めて認識し、肇羅綏靖処督辦周之楨は趙定国を順徳県の清郷政策に特任した。趙定国はこの時すでに陽春・江門・恩平の各地で清郷に携って来ており、また、清朝ではしばしば順徳協の任に就いたことのある人物であった⁽⁶¹⁾。そして、彼の手腕はかなり良かったようで、11月末には、「最近の強盗事件の発生は、以前の様に強盗事件が毎晩のように発生していたのに比べると、雲泥の差である⁽⁶²⁾」と報道されている。

また、県長呉霏は、軍政府に対して元清朝順徳県都司の勞国材を游撃隊の任に就かせるように上申して認められ、趙定国と共同して清郷政策に当たらせた。するとそんな中、勞国材と同じく、元清朝順徳県協台（副将軍）であった鄧昆山も大良に戻って来て、各処に挨拶回りをしていたという⁽⁶³⁾。

游撃隊は大良城内の後街の余家祠、西街の区家祠・何家祠、城外筆街の宝林寺に合計数百人が配置され、これに趙定国の兵を合わせると千余人以上になり、これをもって県城及び各属の要害の地を保護し、これらの駐屯以外に、勇船数艘を石湖涌及び十八間等に停泊させた⁽⁶⁴⁾。また、游撃隊は大良城の治安統治のみだけでなく、県内の郷村においても匪賊退治を行っていた⁽⁶⁵⁾。

民国初年、順徳当局の清郷政策は、まず光復によって誕生した「民軍」に委託された。しかし、結局、民軍の多くは、匪賊出身であり、清郷政策は何ら大きな成果を挙げることは無かった。そこで、順徳当局が頼ったのは、清朝の武官であった。順徳清郷に特任された趙定国、游撃隊を組織した勞国材は共に、清朝末期に順徳県で清郷政策に携った経験を

持つ同僚であり、彼等による清郷政策は民軍よりも成果を挙げた。こうした状況下において、清末期に順徳各地で設立された団練や郷勇といった組織及びそれを設立していった地域エリートは如何なる状況にあったのであろうか。次章以下、考察を進めていく。

Ⅲ 辛亥革命後の地方政策と地域エリート及び宗族

1 広東軍政府の地方自治政策

広東軍政府は、民国初年において、各県で清郷政策を実施する一方、1912年8月頃から、地方自治政策を計画し始める。同年3月3日に中国同盟会が南京において定めた「中国同盟会総章」の政綱第一項が「行政統一の完成と地方自治の促進」であることからわかるように、南京臨時政府は地方自治制度の実施に重きを置いており⁽⁶⁶⁾、また、その姿勢は袁世凱の北京政府でも基本的には変わらなかった。例えば、広東軍政府都督胡漢民は、8月13日の『広東公報』で以下のように命令を下している。「旧行の『府州県地方自治章程』及び『府州県地方自治選挙章程』は、全国で通用されているが、広東の府州県ではそれほどでもない。（広東軍政府民政司は両章程を）分別して修正すべしと上申しているが、（これは）各省が一律に修正するのではないため、旧章程名（すなわち『府州県地方自治章程』及び『府州県地方自治選挙章程』）を改称する必要はないであろう。条文内に変更すべき内容があった場合や、現行の法令制度に符合しないものは、（その条文を）適用せず、削除する必要はない。旧名称と合わないものは、引き比べて改称する必要はない。もし通達文によって条則・条文を削除すれば、次第に（章程条文の）前後の意味が通らなくなることは免れない。このような（変更してしまった）章程を援用すれば、ややもすれば非常に不便である。旧行の『府州県地方自治章程』及び『府州県地方自治選挙章程』（を用いること）は、すでに総統の命令に拠るものである⁽⁶⁷⁾」と。

また、8月15日には広東民政司が広東地方自治講習所を開学する。民政司長錢樹芬は開学式典での演説で、「自治の範囲とは、教育・衛生・道路・慈善事業等を含むものであると言える。自治事務の実行とは、まさにその（自治事務の）範囲に従って切実に実行して、政府に頼らないことである。地方自治は民国の基礎に関わるものであり、本司（民政司）は政府の委任を受けて、現在、地方自治の計画、協議を行い、城鎮郷の自治機関を実直に促成し、国民の進歩を助ける。諸君（講習所の学生）も共にこれに務めることを願う⁽⁶⁸⁾」と述べている様に、民初期の地方政策における地方自治への期待は小さくなかった。そして、その方法は、清末光緒新政期に発布された「府州県地方自治章程」及び「府州県地方自治選挙章程」を利用したり、光緒新政期にも重点的に行われた地方自治を実行する地方

自治職員の育成に着目したりするなど、清朝政府が計画・実行をして、その完成を見ることなく終わった地方自治政策を踏襲する形で開始された⁽⁶⁹⁾。

さて、ここで言う地方自治とは具体的には何を指すのか。光緒新政期の地方自治政策は省議会に相当する諮議局と、各府州県及び城鎮郷の議事会等の議会設置を中心に計画されたが、民初期の軍政府による地方自治政策もこれらの議会を速やかに成立させることを主眼とした。

省議会に関しては、1911年11月10日の広州光復の直後に、広東軍政府都督に就任した胡漢民が、副都督陳炯明、枢密処員朱執信等と共に、「臨時省議会選挙法」及び「修正広東臨時省議会簡章」を頒布し、12月24日に粵省臨時省議会を成立させた⁽⁷⁰⁾。これに対し北京政府は翌年9月に「省議會議員選挙法⁽⁷¹⁾」を、11月に「省自治制草案⁽⁷²⁾」を頒布することにより、統一的な省議会の設立を図った。そして、広東では臨時省議会を解散し、12月中旬に省議会選挙を実施して⁽⁷³⁾、1913年2月6日に省議会を開幕させている⁽⁷⁴⁾。また、北京政府はこれと平行して1913年1月9日に「画一現行各省地方行政官庁組織令」、「画一各県地方行政官庁組織令」及び「画一現行地方警察官庁組織令」を發布し⁽⁷⁵⁾、各省行政及び各省議会の組織確立を遂行していく（図2参照）。

このように各省及び各県の行政組織が北京政府の主導の下で整備され、また、省レベルの地方自治組織である省議会が設立されたが、北京政府は、同時期に於いて省内の県以下レベル（県及び城鎮郷）における地方自治組織について特に法令を發布しなかった。

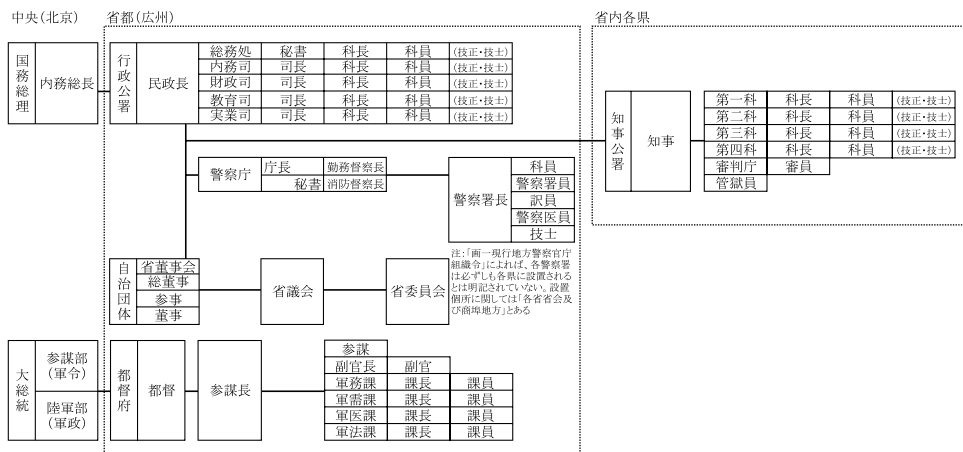


図2 1913年初頭における各省、各県の行政組織及び自治団体組織図

典拠：教令第二号画一現行各省地方行政官庁組織令『政府広報』印鑄局発行1913.1.9（第243号）、「教令第五号画一現行各県地方行政官庁組織令」同、「教令第八号画一現行地方警察官庁組織令」同、「教令第九号現行都督府組織令」同より作成。

2 広東軍政府の郷村自治政策

こうした状況下において、広東軍政府は1912年の夏頃から城鎮郷における地方自治の設置を計画している。同年8月に広東軍政府民政司は各県長に急ぎ城鎮郷の地方自治組織を設置するように命令している。すなわち、「地方自治はもとより官力の及ばない部分を助けることである。その範囲は、例えば教育・衛生・道路工事・実業・慈善・公共営業などの各項であるが、それは凡そ各地方団体が共同で計画する公益のために、地方官が（地方に対して）報いた最高の成果である。もし議会や董会等が、一律完全に組織できれば、（県）城より鎮・郷に到るまで、地方は一日にして社会の安寧を慶び、人民も必ずや多くの幸福を得られるであろう。最近各属の城鎮郷自治会成立の報告は、その数は未だ多くない。先日の各県の光復からあまり時間が経っておらず、その爪跡が未だ癒されず、（地方自治の）設立はなお難しいようである。（中略）各県は、この通達を受けた後、すぐに旧行の『城鎮郷地方自治章程』、『城鎮郷地方自治選挙章程』、以前（清朝統治期）に作成した『冊表』及び選挙解釈報告、すでに画定した鎮郷自治区域に準拠して、紳商士民を招集し、悉く協議して、係員を派遣して調査を行い、名簿（恐らくは選挙投票者名簿）を作成させ、地方自治機関を設立する。その上で旧行の画定区域を再調査して、図表・名簿の写しを民政司に送り保存する⁽⁷⁶⁾」と。広東軍政府は県以下レベルの地方自治政策に関しても、清末期の地方自治章程である「城鎮郷地方自治章程」、「城鎮郷地方自治選挙章程」に準拠して実施しようとしていたことが伺える。また「紳商士民を招集し」とあるように、軍政府は県以下レベルの地方自治の担い手として、所謂「郷紳」を想定していたことが伺える。

しかし、清朝末期、特に科挙の廃止後から「紳」という性格付けはより不透明なものになっていき、民初期には広東各地で「紳」を自称して乱暴を働く者が多く、軍政府は、「郷村統治は、まず境界を画定し、そして、その郷村内から人望の厚い人物を選出し、郷長、郷董に任命し、（彼等に）郷村の管理を行わせ、郷人は均しくその管理を受ける。そして、郷長、郷董は官長の監督を受ける。また郷長、郷董は須らく県令から任命を受けた者であり、（これにより）始めてこれを郷紳と謂うことができる。この他の人物はむやみに郷紳と認めることを許さない。最近、民軍を解散された官長や兵士が帰郷した後、時に功勞牌や証明書を頼みにして、宗族の公田で横暴をしたり、族事を独占したりと、郷人も彼等の帰郷を望んでいない⁽⁷⁷⁾」との命令を発し、新たに「郷紳」の概念を規定する。また、臨時省議会でも、この新たな「郷紳」概念の規定に対して賛成の立場をとり、より明確な規定を設けるように求めている⁽⁷⁸⁾。

1913年2月、民政司は、「広東省の城鎮郷の地方自治は、もとより各地の公益事項のために官治の及ばない部分を補うものである。すでに何度も各地の地方官に（地方自治の）

実施を督促した。現在、城鎮郷の各自治区域を計画し、これをもとに今回の初選挙投票区域を酌量する。例えば、第一投票区は城自治会とし、第二投票区は人口5万人以上の地域で、鎮自治会を設立し、第三投票区は、人口5万人未満の地域で、郷自治会とする⁽⁷⁹⁾」との命令を下した。ここで言う「初選挙投票区域」とは省議会選挙がすでに1912年末から13年初に終了していることから、各県の県議会議員選挙を指していると考えられる。つまり、県議会を成立させるためにも、城鎮郷の地方自治組織の設置は不可欠であったのであろう。実際に順徳県の県議事会議員の「名单」が1913年4月3日の『民生日報』に掲載されており⁽⁸⁰⁾、1913年春に各県の県議事会議員選挙が行われたのであろう。そして、同年5月23日に大良の鳳山書院で順徳県議事会開会のための準備として、正副会長及び参事会の設置が決定され⁽⁸¹⁾、順徳県議事会は6月29日開会した⁽⁸²⁾。

さて、広東軍政府は、地方自治政策を推進する一方で、警察行政の確立に尽力した。既述したように順徳県では、清末期から民初期にかけての匪賊の猖獗に、軍政府が游撃隊を設け、清郷政策を実施していた。游撃隊はある程度の成果を上げたと言われるが、それでも「賊盜毛の如く、萑苻靖んぜざる⁽⁸³⁾」状況であった。

1913年正月、広東護軍使陳炯明は、民団、沙団等を一律に警察とする政策を定め、各属に命令を下した⁽⁸⁴⁾。また、それと同時期に、都督胡漢民から「現在、本都督は、各県の城鎮郷に、急ぎ警察組織を設け、并せて各地方の税項目に準じて、費用を定めて警察業務に充てよと、すでに公布している。各県知事は、全て警察長を兼任し、責任転嫁をせずに、城鎮郷が迅速に『自治章程』に照らして自治公所を設立し、その後（自治公所の）費用を捻出し、そして警察の設立に着手するように監督、催促する一方で、県内を区域ごとに区分し、区員を派遣して、（自治、警察業務を）行うべし。（中略）現在、各県城鎮郷において、その地方を保衛するものは、軍隊及び団練が多い。今後、軍隊はただ遊撃に利用できるだけであり、専らに一箇所に駐屯出来ないことは、すでに公布している。（中略）各郷の団練は、殆ど経費など無く、暫定的に旧来の方法に照らして防衛を行っている。ある団練は、給与が非常に少なく、巡防に専念できず、またある団練は、権限と職責が不透明なため、厳格に警察行政を実行できない。ゆえに多くの形だけ同じような警察を無駄に設けても、治安を保つことなど出来ないのである。（そこで）まさに経費を追加して、（団練を）警察に改編する。すでに章程に照らして実行しているが、しかし各郷の警察は、僅かに一部で成立しているだけで、全県で統一的には実行されていない。各県の県兵（団練の練勇を指す？）は、現在より三ヶ月後に廃止し、これによって経費削減を行い、（その削減した費用を）まさに経費に充てる⁽⁸⁵⁾」との命令を発した。胡漢民は省内各地に対し、地方自治組織を設立させる中で、警察業務をも確立していくようにとの指示していた。

警察組織に関して、北京政府は1913年1月初旬に「画一現行地方警察官庁組織令」を發布したが、その内容は、省都及び「商埠」地域における警察官庁の組織について規定したものであり、県以下レベルにおける警察組織については、何ら触れられていなかった。そもそも警察行政は、地方自治制度と同様、光緒新政期に企画されたが⁽⁸⁶⁾、当時も省都や「商埠」における警察組織の整備の時点で光復をむかえてしまった。南京臨時政府及び北京政府は、地方自治政策と同様に、警察行政に関しても、光緒新政の政策を踏襲した結果、県及び城鎮郷における警察行政についても、特に法令を発することがなかった。このために、胡漢民は上記のような独自の県レベル以下の警察組織を構想したのであろう。

3 地域における警察組織の設立

1913年5月7日の『華字日報』において、「省政府は調査員を各地へ派遣して、警察業務の事宜を調査した。現在、調べによると、各属の警察に関して、順徳県では成立し、すでに効果を上げている。これはまた最速である。県立の警察游撃隊400人が県城に駐屯し、各区へ派遣して遊撃に用いる。第一・三・五・六区では、それぞれ警察員400人を募集し、また、その経費は、すべて各区が自ら捻出し、経費の余額は、まだ警察業務が成立していない区へ送金している」と報道している。では、この警察游撃隊は具体的にどのような組織されたのであろうか。

順徳県第八区警察游撃隊は1月末に成立している。辦務処を区内麦村郷に設置し、組織者は劉鯤海・劉国琛・蘇天藻・伍少錦・鐘仲浮・朱理扶等14人であった⁽⁸⁷⁾。ここで注目すべきは組織者である。劉鯤海・劉国琛・鐘仲浮・朱理扶の各人は既述した三十六郷郷団の組織者でもある。すなわち、光復直前に匪賊防衛のために組織された三十六郷郷団がそのまま順徳第八区警察游撃隊として再組織されたのである。この連続性は、清末期の郷村における地域エリート集団が清末民初期を通じ一貫して郷村の指導者であったことを伺わせる。

容奇（順徳県第十区）警察は、1913年5月中旬に、局紳楊樹芳⁽⁸⁸⁾が郷中の耆董を集めて組織したものであり⁽⁸⁹⁾、ここでも、地域エリートによって警察が組織されたことが伺える。また、楊樹芳の兄、楊騰芳は1909年8月29日に容奇郷における地方自治の啓蒙団体である順徳容奇自治研究社を設立した人物であり⁽⁹⁰⁾、楊氏兄弟という地域エリートが清末民初期を通じて郷村の指導者として活動していたのであろう。また、咸豊年間から宣統年間にかけての容奇郷における科挙及第者は楊氏が最多であった（表4参照）。順徳県第一区内古楼堡の警察組織は1913年5月20日に成立したが⁽⁹¹⁾、その前身は古楼堡团防局であり、局長も堡内金峰書院での選挙で決定したという⁽⁹²⁾。また警察組織に必要な拳銃

表4 咸豊・同治・光緒・宣統年間、容奇郷における科挙（含郷試）及第者姓別

| 区名 | 堡名 | 郷名 | 及第者の姓と及第者のべ人数 | | | | | | | | | |
|-----|-----|----|---------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| | | | 楊8 | 呉3 | 李2 | 彭2 | 莫2 | 呂2 | 黄1 | 張1 | 杜1 | 関1 |
| 第十区 | 容奇堡 | 容奇 | | | | | | | | | | |

典拠：『民国順徳県志』巻八「選挙表一」（前掲書 pp. 588-606.）より作成。

等は、团防局の局董が堡内各郷に配付していたものを回収し、もし紛失した場合は、洋銀30円で補填させた⁽⁹³⁾。

このように、民初期の順徳県内における警察組織の設立は、光復以前からの地域エリートが主体となり組織したり、もしくは、その前身が光復以前から存在した民団や团練であったりなど、広東軍政府、順徳県知事が組織的、画一的に設けたものではなかった。また、県内の警察が設けられた行政区画も区レベル、堡レベル、郷レベルと様々であり、そうした点からも、郷村における地域エリートの警察組織設立への影響力が看取できよう。

こうした事例は、順徳県の県城大良における警察組織の設立からも伺える。

順徳光復の羅景と梁壁聯の争いの際、実際に大良城の治安保持に努めたのは、順徳团練総局であったという⁽⁹⁴⁾。光復当時、総局の正局は龍光が務めていたが、彼は、順徳龍氏の一族（同房）であり、総局を設立した龍元僖とは同房関係であった。また、南関局局紳龍景愷（25世）は龍元僖の第四子であった。そして、順徳龍氏と同じく大良の有力宗族である羅氏も数多く総局の局紳であった（表5参照）。

順徳团練総局と同様、青雲文社も大良防備に努めていた。例えば、1912年9月、青雲文社は大良城の防備について順徳当局へ上申している。その内容は「邑内の青雲文社について調べてみると、以前は防台、義勇兵、多数の水陸巡防兵が県城及び要害の地を保護し、資金も豊富で有能でした。しかし、現在、附城の勇兵は久しく空虚な状況であり、防勇を旧来の制度に戻し、大良の防備を図るべきです。これまでに行われてきた章程、所有する資産、軍機、駐屯所を調査して県当局へ報告し、詳細な防備案を作成するように依頼します。調べによると県城にはそもそも砲台が4座あります。太平台、新濬台、竹園台（筆者補足：「神歩台」が抜けている）であり、太平台と新濬台は官立の砲台ですが、以前は青雲文社より、毎月の手当てである食料代銀33両4銭を該両台の勇兵に出していました。神歩台、竹園台の両台は、青雲文社が建設し、勇兵25人、勇目2人、隊長1人を両台に分けて駐屯させていました。その防台の兵勇の食料経費は、青雲文社によって管理され、設置した砲台の経費は、青雲文社所有の土地の小作料でまかされていました。また、青雲文社は、以前に「平」字、「安」字の小船（扒船）を建造し県城付近の河川の合流点を防御し

表5 順徳団練総局組織

| | |
|------|---------------------------------|
| 順城総局 | 正局：龍光 |
| | 常駐勇丁20人 |
| | 附設：東海十六沙護沙勇隊（帯兵頭目：陳義） |
| 東関局 | 局紳：羅鳳林・羅瑞豊・龍国卿・麦祖臣・游子滌、什長：源連 |
| | 常駐勇丁10余人、分処：花基勇卡（10人）・雲路廟卡（20人） |
| 南関局 | 局紳：羅慶榮・龍景愷・潘鹿樵・馮吉雲、什長：蒙某 |
| | 常駐勇丁10余人、分処：太平台砲台（8人） |
| 城里局 | 局紳：譚哲生・陳官球・陳柱巨・陳若湖、什長：朱全 |
| | 常駐勇丁10余人 |
| 北関局 | 局紳：羅邦翊・他羅姓4名、什長：羅某 |
| | 常駐勇丁10余人、分処：三祝勇卡（10人） |

典拠：黄亮伯前掲論文 p.244. より作成。

ていました。また安勇100人を募集し、県城周辺の險隘地に駐屯させ、昼夜巡回していました。その必要経費は、すべて青雲文社所有の土地からの小作料から支出していました。昨年の光復以来、安勇・船勇は相次いでいなくなり、銃器も悉く失ってしまいました。現在、順城団防局（順徳団練総局）は、団勇200人を募集して、四関に駐屯させることを上申し許可を得ましたが、県城周辺の險隘地を防御するには、尚も兵が少ないようです。そこで、我々青雲文社は、文社社員と共に防台、勇兵について議論をし、所有する資産を斟酌するほかに、青雲文社が扒船2艘を建造し、各船に兵勇20人、管駕1人を配置して、県城付近の河川の合流点に配備して大良を防備します。また、陸勇70人、勇目4人、管帯1人を募集し、石湖、牛涌、金橘嘴、三眼橋等に配置して、大良城の団防兵力の不足を補います。あわせて章程を作成し上申しますので審査をお願い申し上げます⁽⁹⁵⁾」というものであった。すなわち、順徳団練総局が、城内における防備を、青雲文社は、城外の防備を担当し、特に青雲文社がこれまで自発的に携ってきた砲台、河川における兵勇の配置及びその経費を再度組織し直して、大良城を防御しようというものであった。また、順徳県長呉霏が11月に労国材を統帯に游撃隊を組織したが、この費用も青雲文社から出資されている⁽⁹⁶⁾。

そして、1913年3月12日に順徳県知事呉霏により大良警察が組織されるが、その組織形態は、四関にそれぞれ局董を設け、北関に60人、東関に60人、南関に40人、城内に20人の人員を配置するというものであった⁽⁹⁷⁾。各局董に如何なる人物が就いたのかは不明

だが、この大良警察の組織は、順徳団練総局のそれとほぼ一致しており、順徳団練総局のシステムが大良警察の組織に転用されたと考えるべきであろう。

4 地域における自治会の設立

さて、県及び郷村における地方自治組織の設立について、その地域エリートとの関わりはどうであったのだろうか⁽⁹⁸⁾。

1913年3月末、南海県佛山鎮⁽⁹⁹⁾に八閩家族自治会が設立される。佛山鎮は明清朝期を通じて、省都広州と並んで商工業都市として発展してきた。北方の商品の集積地として、また近接する石湾では製鉄業、陶磁器業が大きな発展を見せ、珠江三角洲地域の市場網の中心としての役割を果たした「都市」であった⁽¹⁰⁰⁾。また、光緒新政期において、佛山では1905年12月28日（光緒31年12月3日）に佛山巡警正局が設立されたり⁽¹⁰¹⁾、郷村における地方議会である佛鎮議事会が開設されたり、また同時期には商務分会、農務分会の設置など⁽¹⁰²⁾、佛山の地域エリートを中心に自治的、福祉的活動が活発であった。この自治会の設立を『民生日報』は以下のように伝えている。すなわち、「本鎮（佛山）の土着八閩八十甲は、丁口（人口）は将に10万人に及び、相互に親睦が深く、（住民は）ともに家族のような付き合いである。閩内の陳某が、（現在の）情勢に応じて（本閩を）有利に導くために、八閩家族自治会を發起、組織した。まず、教育を興すことを急務として、義務教育（原語は『脅迫教育』）を実施し、『半夜義学』を設けて、勉学の機会を失った人々を受容れて教育し、また、初等小学を設けて、少年子弟を教育し、学費は徴収しない。これらの教育施設の教員は、閩内より任命して、給与はなしとする。現在、学校を金魚塘に設けて、春休みの後、開学する。また、『族規』を修正して、各族に頒布した。その中の一条に、『家族義学（上記の教育施設）を設置してより、2年後には14歳以下、8歳以上の不識字のものは、食事を与えない』とある⁽¹⁰³⁾」と。新聞報道からはこの自治会に議会が存在したかは分からないが、この自治会の特徴として、自治会の運営する閩内の「義務教育」が「族規」、即ち宗族を中心に考えられていたことが分かる。そして、この自治会の名称に「家族」、即ち「宗族」が含まれていることから、この自治会が宗族を意識していたことが伺える。

同年4月初旬、新会県帰徳都外海郷に設立された「外海自治会所」は河川の浚渫、禁煙運動、警察設置などを実行していたようである⁽¹⁰⁴⁾。この外海郷は『道光新会県志』によれば、「外海郷有雲沁峯、赤泥嶺、小平山、大山堂（中略）諸山、内有大園坊、昇堂里、東昇街、南華里、官地里、杏林里、壳雞巷、建福里、大石街、橋梓坊、園美里、上下街、烏衣巷、東華里、俱陳姓。又有鶴湾、陽山俱黃姓。又有葉家村。⁽¹⁰⁵⁾」と外海郷の住民の

表6 南海県江浦司龍津堡の戸数

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|-----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|---|
| 姓 | 羅 | 廖 | 馮 | 梁 | 阮 | 沈 | 顏 | 閔 | 李 | 何 | 莫 | 崔 | 陳 | 鐘 | 吳 | 霍 |
| 戸数 | 245 | 154 | 97 | 97 | 63 | 44 | 44 | 42 | 29 | 26 | 21 | 20 | 12 | 10 | 10 | 2 |

典拠：『宣統南海県志』巻七「図甲表」p. 43B. (前掲書 p. 212.) より作成。

大多数が陳族であったことが伺える。また、清末期に外海郷内に設立された小学堂（外海陳族高等小学堂、外海五昌陳氏初等小学堂、外海遯舟陳氏初等小学堂⁽¹⁰⁶⁾）をみても、該郷がほぼ陳姓の単姓郷であったことが看取できる。

また、同じ新会県中樂都篁莊郷では、1913年6月19日に欧陽植三を正会長に、欧陽禹川を副会長に篁莊郷議事会を開幕させているが、この篁莊郷はまさに欧陽姓の単姓村であった⁽¹⁰⁷⁾。

同年6月8日に南海県江浦司龍津堡龍畔郷南約で開幕した「龍畔家族自治会」は羅氏を中心とした自治会である。新聞報道によれば、「現在、羅柱庭等が家族自治会を組織し、また警察を設立し、すでに今月（6月）8日に開幕した」とある⁽¹⁰⁸⁾。『宣統南海県志』の該所の「図甲表」をみても、龍畔郷が属す龍津堡には、羅姓が大姓であることが看取でき、この自治会が羅氏を中心に設立されたのであろう（表6参照）。

以上の事例から、郷村レベルにおける地方自治組織の成立には、宗族結合が常に関わっていたことが看取できよう。また、「家族自治会」という名称からもそのことを伺うことができよう。このような広東の郷村における地方自治と宗族結合との結びつきは、光緒新政期における地方自治政策でも見られた。そしてその地方自治組織は、地方自治の啓蒙という主たる活動目的を超えて、教育、保安、衛生、工場建設などの幅広い活動を行ってきた。それは、純粋な地方自治の啓蒙と実践というよりも、宗族結合の発展を考慮したものであった。よって、その自治組織には、一定の区域を基盤としない、宗族結合のみを基盤とした地方自治組織を生んだ⁽¹⁰⁹⁾。

しかし、民初期における各地で設立された地方自治組織において、こうした宗族結合のみを基盤とした地方自治組織の設立は認められなかった。例えば、1913年6月末に陳鏡泉という人物が東莞県馬齒巷の陳氏宗祠で、東莞県内の陳氏を連合した宗族自治組織の設立し、東莞県知事に上申した。しかし、東莞県知事は、この宗族自治は鎮、郷の区域境界を無視して許可の審議をする必要はないとして認められなかった⁽¹¹⁰⁾。

このように、民初期の広東の郷村において地方自治組織を設立していったのは、その郷村における宗族結合が基盤となっていた。では、最後に、郷村における宗族結合と、地域

表7 順徳省会議初選挙結果

| | 得票数 | |
|-----|-----------------------------|-----|
| | 一位 | 二位 |
| 第一区 | 羅戴堯 | 龍萬懷 |
| 第二区 | 梁錫祥 | 何揚存 |
| 第三区 | 蘇子和 | 蘇榮幹 |
| 第四区 | 朱憲章 | 馮如海 |
| 第五区 | 不明 | |
| 第六区 | 梁步雲 | 不明 |
| 第七区 | 張某・黃某・盧某 | |
| 第八区 | 勞沛然・麦健臣・何藻翔・李洪朝・何惠坤・李洪文・陳植生 | |
| 第九区 | 不明 | |
| 第十区 | 不明 | |

典拠：「選挙開票」『民生日報』1912.12.13、「選挙開票統誌」『民生日報』1912.12.14。
 補足：不明は、典拠の記事中に選挙結果の掲載無し。第七区の結果は姓のみが掲載、
 第八区の結果、陳植生以外は400余票を獲得、陳植生は200余票を獲得と掲載。

エリートの関係について見てみる。

順徳県における光復の動乱の中にあっても、地域エリートの集合体であった青雲文社、順徳団練総局が大良防備のために光復以前と変わらない活動を行っていたことはすでに述べた通りである。

1912年11月中旬、軍政府都督より、青雲文社の経費について、青雲文社総理が管理しておらず、県内の人士を集め総理選挙を行うように命令があった。12月12日に選挙が行われ、陳祥和が選出され、続いて協理が指名された⁽¹¹¹⁾。第一区は龍恩銘、第二区は梁錫祥、第三区は蘇子和、第四区は倫哲如、(第五区は不明)第六区は伍頌■⁽¹¹²⁾、第七区は張雲翼、第八区は李伯衍、第九区は李友三、第十区は胡燊元であった⁽¹¹³⁾。また、同時期(1912年12月)には、省議会議員の選挙も行われた。開票結果(表7参照)を見ると、第一区では大良の有力宗族の羅氏と龍氏が高得票数を獲得し、第二区最多得票数者梁錫祥、第三区最多得票数者蘇子和は、青雲文社の第二区、第三区の協理である。蘇子和は、碧江郷出身で、上海立憲後公会、広東地方自治研究社に参加し、清末期の立憲制度、地方自治制度の啓蒙に携り、郷里でも順徳第三区地方自治研究社を設立し、順城自治研究社でも副社長を務めた。この他にも、広東農務総会の董事を勤め、その分会である順徳農務分会を立ち上げたり、駐陳村中国赤十字会正社長、順徳第三区団練分局団総、順徳県中学堂発起人を務

表8 咸豊・同治・光緒・宣統年間、碧江郷における科挙（含郷試）及第者姓別

| 区名 | 堡名 | 郷名 | 及第者の姓と及第者のべ人数 | | |
|-----|-----|----|---------------|----|----|
| 第三区 | 龍頭堡 | 碧江 | 蘇6 | 趙4 | 洗1 |

典拠：『民国順徳県志』巻八「選挙表一」（前掲書 pp. 588-606.）より作成。

めたりなど、自らの郷理及び順徳に於いて様々な慈善活動を行ってきた人物である⁽¹¹⁴⁾。また、蘇姓は碧江郷に於いて、咸豊以降6人に科挙及第者を輩出している郷内の有力宗族である（表8参照）。このように、清末の郷村における有力宗族の代表者は、光復の混乱を経ても議員として地方政治に関わり続けていたのである。

省議會議員選挙と宗族との関係については、興味深い事件が発生している。「第二区の調査長である羊額郷の何某は、倫敦郷と熹涌郷の選民名冊（投票者名簿）を紛失した。投票日、両郷の郷人は全て投票権を剥奪された。そして羊額郷の何姓の族人は、さらに同じ人物が何度も投票を行った。まず、何某が投票を終えて、投票所を出ると、彼はまた戻って来て、別の氏名で再び投票をした。つまり、一人で数名の氏名を用いたのである。（中略）こうした珍事は羊額郷の何姓と鷄洲郷で最も多く起った。聞くところによると、何某と馬某の教唆に原因があるようだ⁽¹¹⁵⁾」。何調査長が故意に民選名冊を紛失することで、何姓以外の宗族の投票権を剥奪し、それに加えて、同一人物による重複投票は、まさに何姓者の当選を謀ったものであろう。宗族を中心とする郷村社会において、省議會議員は、「郷村」の代表としてではなく、「宗族」の代表として考えられていたのであろう。大良で羅氏と龍氏という大良の二代有力宗族が得票数の一位、二位を占めたことからこのことが伺える。このように、宗族から議員を輩出することは、宗族発展の新たな方法としてとらえられていたのではないだろうか。

おわりに

光復以前、順徳県の郷村社会は、宗族を背景とする郷勇を組織して、匪賊による強盗、誘拐などからの防備をしていた。そして、こうした組織は、宗族の指導者達の連携により、一郷村の郷勇組織から地域的な郷勇組織への拡大がしばしば見られた。この担い手となった県内各地の宗族指導者の多くは、郷里での様々な慈善的活動を担う地域エリート集団であり、これは、広域の郷勇組織の設立や慈善的活動を通じて構成されていった。順徳県内におけるその中心的な存在であったのが、青雲文社であった。

順徳光復の後、順徳当局は光復時に生まれた「民軍」を公式な軍隊として認めることで匪賊動乱の鎮圧に利用しようとしたが、そもそも民軍の多くが緑林などの匪賊を基盤としていたために、民軍統領の清郷への熱心さが、民軍の行動に反映されるとは限らなかった。結局、順徳当局は清末期の元武官を雇用することで、清郷政策を実行することとなり、その成果は少なからず「民軍」よりも有効であったようだ。

広東軍政府は地方自治政策の一環として、この「民軍」に替わる警察游撃隊を各地に設立させたが、その母体は各郷村における宗族結合を基盤とした団練や郷団であった。また、広東軍政府は清末光緒新政の地方自治政策を踏襲し、各地に地方自治組織の設立を促したが、これもまた、「家族自治会」という名称からも分かるように宗族を中心とする組織であり、そしてその性格は、光緒新政期に広東全省で設立された自治研究社（所）とほとんどかわらなかった。広東省議会議員もこうした地域の有力宗族の指導者、すなわち地域エリートが選出された。深町氏によれば、広東における衆議院議員、省議会議員の議席の大半が中国同盟会員であったが、その多くは土地の有力宗族から区長、組織員を選んで選挙運動を担わせたという⁽¹¹⁶⁾。郷村の宗族集団からすれば、科挙及第に替わる議員の選出は、宗族発展の新たな手段であったであろうし、同盟会からすれば、地域エリートに同盟会の服を着させることで、同盟会員を増やすことを可能にした。

以上のように、清末期に県や郷村において様々な慈善的、福祉的活動に従事してきた地域エリートは、辛亥革命という政治体制の転換後も、それまでと変わらず、地域の治安維持や地方自治政策に参加していった。そして、こうした地域エリートの基盤となっていたのが、宗族結合であった。

広東居民の多くは、北方からの移民と言われており、移民としての辺境開拓者精神、先住民、非漢民族、盗賊集団からの自己防衛、また宗族が組織化（祠堂創建や族譜編纂）するに伴って発生した土客械鬥など、広東における宗族は常に宗族結合の「自立」性を有さざるを得なかったと言われていた。ただし、こうした宗族の組織化、集団化は彼等が未開の地としての広東へ入植したと同時に形成され始めたのではなく、その多くが清代に入ってからのことであったという⁽¹¹⁷⁾。

清末期に地方自治という外来漢語が日本から中国へ入ってきたが、当時の知識人達はこの「自治」に「(身を)自ら治める」という自己の徳性を涵養する、あるいは人として自立するなどの伝統的な意味を自然と付与し、中国の文脈に入った「自治」は自ずと「自立」の意味を含むようになった⁽¹¹⁸⁾。

清朝期を通じて、「自立」性を有して組織化・集団化を図った広東における宗族は、清末に到り、科挙という宗族を発展させる手段の大きな手段の一つを失ってしまう。そこへ

「自立」を含意する「自治」という新たな宗族発展の手段を手にした。彼等が清末民初期の地方自治政策に対して、肯定的に自治組織を設立していった背景には、辛亥革命という政治的な動態とはそれほど関係なく、一貫して宗族発展という恒常的な希求があったのではないだろうか。

註

- (1) 丁旭光「資産階級革命派與広東会党」『広東社会科学』1988-1期、1988年。前田勝太郎「広東の辛亥革命——武昌起義以降、軍政府の成立に至経過」『集刊東洋学』64号、1990年。
- (2) 狭間直樹「広東辛亥革命の一考察」『鷹陵史学』3・4号、1977年。
- (3) 邱捷「1912-1913年広東の社会治安問題與広東軍政府の清郷」『近代史研究』1992-3期、1992年（『孫中山領導的革命運動與清末民初的広東』広東人民出版社、1996年に再録）。
- (4) 会党側から辛亥革命をとらえた研究として、陳劍安「広東会党與辛亥革命」『紀年辛亥革命七十周年青年學術討論會論文選』上冊、中華書局、1983年、pp. 23-72。
- (5) 例えば雷冬文『近代広東会党——關於其在近代広東社会変遷中的作用』暨南大学出版社、2004年。会党が民軍に参加する社会背景を分析した、何文平「清末民初広東盜匪問題的社会成因探討」『広東社会科学』2002-3期、2002年、沈曉敏「清末社会轉型與広東治安情勢悪化」『広東社会科学』2004-5期、2004年等がある。
- (6) こうした視点の研究として、邱捷「清末民初地方政府與社会控制——以広州地区為例的個案研究」『中山大学学報』（社会科学版）2001-6期、2001年がある。邱捷氏の視点は「地域エリート」と革命派との関係について論じ、地域エリートは光復後も社会狀況が改善されないことで、革命派との妥協、合作が見られなかったとする。また、邱捷氏は順徳県における養蚕業を通じて、清末民初期の順徳の地域エリートを考察している。邱捷「辛亥革命時期的広東順徳県」『孫中山領導的革命運動與清末民初的広東』広東人民出版社、1996年、pp. 371-401。（初出『孫中山研究論集』9集、1992年。）
- (7) 地域エリートという用語は史料上「郷紳」や「紳商」、もしくは「紳士」等とあらわされている。これらの史料用語はその本来の意味によれば、それぞれ多少意味が異なる。（馬敏『官商之間——社会劇変中的近代紳商』華中師範大学出版社、2003年）しかし名称は異なるものの、彼等を郷村社会におけるインフォーマルな慈善活動に従事した人物として括る必要性から「地域エリート」という用語を使用する。この用語は、田中比呂志「清末民初における地方政治構造とその変化」『史学雑誌』104-3号、1995年を参考にした。
- (8) 宮内肇「清末広東、地域エリートの人的関係」『海港都市研究』2号、2007年-a。
- (9) 「順徳營県亦有所聞否」『華字日報』1910.6.16。「順属郷民受盜害之慘」『華字日報』1910.7.12。
- (10) 三合会の組織形態、成立過程については並木頼寿「反清復明を叫んで——天地会／哥老会／三合会」『結社が描く中国近現代』山川出版社、2005年。雷冬文前掲書等を参照。
- (11) 「順徳三合会匪之猖獗」『華字日報』1910.9.28。
- (12) 「会匪暫時匿跡」『華字日報』1910.7.11。
- (13) 「順徳大成園又有大幫会匪出現」『華字日報』1910.9.14。
- (14) 「順徳会匪日多」『華字日報』1911.8.8。

- (15) 「順徳錦鯉沙三合会更甚於虎」『華字日報』1910.6.11。
- (16) 「順徳又出擄劫大案」『華字日報』1910.5.19。
- (17) 「馬齊郷又遭巨劫」『華字日報』1910.6.20。
- (18) 「順徳文武果無法以治会匪耶」『華字日報』1910.7.11。
- (19) 「順香匪徒聯堂打单之猖獗」『華字日報』1910.7.12。
- (20) 「順徳盜賊之横行」『華字日報』1911.6.21。
- (21) 「高讚郷患盜之慘況」『華字日報』1910.9.30。
- (22) 「聚勝圍匪賊之死戰」『華字日報』1911.1.7。
- (23) 「順徳属又出擄劫巨案」『華字日報』1908.10.8。
- (24) 「龍譚郷人殺賊」『華字日報』1910.6.28。
- (25) 仁井田陞『中国の農村家族』東京大学出版会、1978年、(初版1952年) p. 10。
- (26) 瀬川昌久『中国社会の人類学——親族・家族からの展望』世界思想社、2004年、pp. 155-157。同「珠江デルタ西部地域における宗族、械闘、海外移住」『民俗文化の再生と創造——東アジア沿海地域の人類学的研究』風響社、2005年、pp. 183-186。
- (27) 瀬川昌久前掲書 pp. 124-127。宮内肇「清末・広東における地方自治政策と自治研究社」『神戸大学史学年報』22号、2007年、年-b、pp. 14-15。
- (28) 清末民初期の順徳県の行政単位は県の下に「区」、「堡」、「郷(村)」があり、それ以下が自然村であったという(片山剛「清末・民国期、珠江デルタ順徳県の集落と「村」の領域」『東洋文化』76号、1996年)。欧陽姓の科挙及第者の籍貫はすべて倉門郷となっているが、倉門郷は、沙頭郷と共に江尾堡に属している。「江尾五堡聯防公約」の「五堡」は江尾、白藤、入鼎新堡、入雲新堡、入福岸堡の各堡を指し、順徳県第九区はこの五堡から構成されていた。『民国順徳県志』巻一「輿地」pp. 4A-B。(『中国地方志集成』広東府県志輯31、上海書店・巴蜀書社・江蘇古籍出版社、2003年、p. 489.)
- (29) 『民国順徳県志』巻三「建置二」pp. 10A-B。(前掲書 p. 525.)
- (30) 『民国順徳県志』巻二「建置一」pp. 34A-36A。(前掲書 pp. 517-518.)
- (31) 西川喜久子「順徳団練総局の成立」『東洋文化研究所紀要』105号、1988年、pp. 345-348。
- (32) 西川喜久子前掲論文、同「『順徳北門羅氏族譜』考(上)」『北陸史学』32号、1983年。同「『順徳北門羅氏族譜』考(下)」『北陸史学』33号、1984年。
- (33) 字賛升。別字舜臣。順徳県学廩生。1873(同治12)年挙人、内閣中書。龍元僖の第四子。(『龍氏族譜』敦厚堂刻本、1922年刊、巻十五、p. 67B.) 順徳龍氏の宗族関係及び龍氏一族の活動に関しては宮内肇(2007年-a)前掲論文を参照。
- (34) 「順徳紳士稟請派員防剿之督批」『華字日報』1907.11.26、「批飭嚴緝入会匪党」『華字日報』1910.6.10、「順邑紳士稟呈盜匪猖獗情形」『華字日報』1910.8.13。
- (35) 羅惇衍の孫にあたる
- (36) 「順徳招団練五百」『華字日報』1911.5.10。
- (37) 「撥款開辦順徳民団」『華字日報』1911.8.8。
- (38) 「順徳三十六郷拳郷団」『華字日報』1911.7.24。
- (39) 「順徳錦鯉沙自治団体開幕」『華字日報』1909.7.7。
- (40) 「錦鯉沙各郷自治研究所成立」『華字日報』1908.11.16。
- (41) 宮内肇(2007年-b)前掲論文 pp. 20-21。
- (42) 『民国順徳県志』巻二十三「前事略」p. 17A。(前掲書 p. 750.)

- (43) 『広東地方自治研究録』第12期、1909年6月、p. 73.
- (44) 劉鯤海は清末期、精力的に郷里での清郷活動を行ったものの、光復後、保身のために一旦香港へ非難する。しかし直ぐに帰郷し、郷里の清郷政策に関わった（「互相報復」『民生日報』1912.6.6）。
- (45) 「順徳省議員初選当選人名録・国会初選当選人名録」『民生日報』1912.12.30。『民生日報』に関しては邱捷「《民生日報》及其対民生主義の宣伝」『孫中山領導的革命運動與清末民初的広東』広東人民出版社、1996年、pp. 201-223。（初出『孫中山研究論叢』8集1991年）
- (46) 「順徳錦鯉沙起護幼孩」『華字日報』1911.9.30。
- (47) 大良光復に関する新聞史料は管見の限り見当たらない。よって大良光復に関する内容は黄亮伯等「辛亥順徳民軍起義見聞匯述」『広東辛亥革命史料』広東人民出版社、1981年に拠っている。
- (48) 字穎才。北潯林頭出身。1888（光緒14年）挙人、1904（光緒30）年進士及第。順徳注学堂監督、民国後も同校校長。黄亮伯前掲論文 p. 248、蘇啓昌『順徳文物志』順徳県文物志編委会・順徳県博物館、出版年不明（「序」文は1991年に執筆）、p. 191。「順徳商学両界」『民生日報』1912.5.25。
- (49) 広州光復に関しては、馮自由「香港同盟会史要」『革命逸史』第3集、中華書局、1987年、狭間直樹前掲論文、邱捷（1983年）前掲論文、前田勝太郎前掲論文を参照。
- (50) 羅景は既述の順徳大良の有力宗族羅氏とは同族、族縁関係にはなかったという。しかし、大良羅氏とは「瓜葛之誼」「五同関係」であり、大良の地域エリートは面識があったようである。（黄亮伯前掲論文 p. 252.）
- (51) 「順徳函告危機」『華字日報』1911.12.16、「可憐哉大良」『華字日報』1911.12.19。
- (52) 「梁璧聯已調和無事」『華字日報』1912.1.5。
- (53) 「順徳議長到任」『華字日報』1912.1.23。
- (54) 「順徳挙辦清郷」『民生日報』1912.5.8。
- (55) 字韻從。雷州徐聞県出身。広東法政学堂卒業。元広東諮議局議員。呉霏が実際に大良に到着したのは7月7日（「順徳新任県長之履歴」『民生日報』1912.5.24、「順徳近事片片」『民生日報』1912.7.8）。
- (56) 「容奇之匪風未靖」『民生日報』1912.6.21。
- (57) 「呉培之四面楚歌」『民生日報』1912.10.15。
- (58) 「培字營遣散之輿論」『民生日報』1912.10.20。
- (59) 「又一訪函云」『民生日報』1912.10.31。
- (60) 「劫後之恐慌」『民生日報』1912.11.7。
- (61) 「特調趙定国往順徳清郷」『民生日報』1912.11.8。
- (62) 「趙定国之嚇賊声威」『民生日報』1912.11.23。
- (63) 「一班緝捕能手萃於順城」『民生日報』1912.11.23。
- (64) 「順城穩固矣四郷將如何」『民生日報』1912.11.26、「游撃隊之緝捕忙」『民生日報』1912.12.9。
- (65) 「清郷大捉人」『民生日報』1912.12.9。
- (66) 「中国同盟会本部召開全体大会通告」『国父全集』第二冊、近代中国出版社、1989年、p. 30。深町英夫『近代中国における政党・社会・国家』中央大学出版部、1999年、pp. 80-81。
- (67) 「都督批民政司呈遵令援用旧行各県地方自治暨選挙章程繕正成帙請批示施行由」『広東公報』

- 1912.8.13 (第11号)。
- (68) 「広東地方自治講習所開学紀事」『民生日報』1912.8.16。
- (69) 清末光緒新政期の広東における地方自治政策に関しては、宮内肇(2007年-b) 前掲論文 pp. 2-10. を参照。
- (70) 広東民国史研究会編『広東民国史』上冊、広東人民出版社、2004年、pp. 107-109. 深町英夫前掲書 pp. 102-104.
- (71) 「省議會議員選挙法」『広東公報』1912.9.13 (第38号)、『政府公報』1912.10.3 (第159号)。
- (72) 「省自治制草案」『民生日報』1912.11.7、1912.11.8、1912.11.9。この草案は、省議会の権限及び、省議会と行政官庁との関係について規定したものである。
- (73) 例えば「広東電広州各区選挙同盟会到处勝利」『申報』1912.12.18、「順徳省議員初選当選人名録」『民生日報』1912.12.30。
- (74) 「布告省議員定期開會文」『広東公報』1913.2.6 (第158号)。しかし「省議会暫行法」(『政府公報』1913.4.3 [第326号]、『申報』1913.4.8、1913.4.9) が施行されたのは1913年4月2日。
- (75) これら三「教令」とも『政府公報』1913.1.9 (第243号)。
- (76) 「民政司諭各県長趕辦城鎮鄉地方自治文」『広東公報』1912.8.23 (第20号)、「催辦地方自治」『民生日報』1912.8.22。
- (77) 「総綏靖処示禁遺散軍自称鄉紳文」『広東公報』1912.8.17 (第15号)、「鄉紳之淘汰圈」『民生日報』1912.8.16。
- (78) 「提議規定鄉紳資格」『民生日報』1912.9.16。
- (79) 「地方自治区域之規定」『華字日報』1913.2.22。
- (80) 「議事會議員名單」『民生日報』1913.4.3。
- (81) 「議事會挙定議長」『華字日報』1913.5.27、「参事會挙定参事員」『民生日報』1913.5.29、「参事會拵地点」『民生日報』1913.6.12。
- (82) 「險些大開議會」『民生日報』1913.7.1、「県議事會開幕」『民生日報』1913.7.2。
- (83) 「改民團為警察」『民生日報』1913.1.7。
- (84) 同上注。
- (85) 「令各県知事督飭各県城鎮鄉迅辦警察文」『広東公報』1913.1.15 (第139号)、「飭辦各県城鎮鄉警察」『民生日報』1913.1.15。
- (86) 清末期広東における警察組織に関する研究として沈曉敏「清末民初の広東警察」『広東史志』2000-2期、2000年、林仁「清末至民初広州の警察機構」『広州文史資料』11期、1964年、何文平「清末広東巡警的創建與官紳關係」『中山大學學報』(社会科学版) 2006-5期、2006年等。沈曉敏は、上記の論考において『広東警務官報』第3期の史料を用いて清末期の警察(巡警道)は一部の県に「巡警正局」、その県内数箇所に「巡警分局」を設けた場合があり、1909年当時で、広東全域に巡警正局が50箇所、巡警分局が190箇所存在していた。実際に『民国香山県志統編』巻五「経世・水利・巡警」pp. 3B-4A、(『中国地方志集成』広東府県志輯32上海書店・巴蜀書社・江蘇古籍出版社2003年 p. 558.) には、香山県巡警正局が香山県城内に設置され、同城内及び城外、十編の数箇所の鎮に巡警分局がもうけられたとある。民初期の県レベルにおける警察組織が整備されていなかったという点については、沈延龍・蘇亦工等『中国近代警察史』上冊、社会科学文献出版社、2000年 p. 296. を参照。
- (87) 「三十六鄉辦團」『民生日報』1913.1.15、「三十六鄉開辦警察游擊隊」『民生日報』1913.1.27、「警察認真」『民生日報』1913.4.3。

- (88) 『民国順徳県志』 卷八「選挙」 p. 28B. (前掲書 p. 601.) また、楊樹芳は順徳県議事会議員に当選、議事会会長を務めている(「議事会挙定議長」『華字日報』1913.5.27)。
- (89) 「辦警両誌」『民生日報』1913.5.20。
- (90) 「順徳容奇自治研究社開幕紀事」『華字日報』1909.9.2。
- (91) 「辦警両誌」『民生日報』1913.5.20。
- (92) 「定期選挙局長」『民生日報』1913.3.12。
- (93) 「各処辦警之籌画種種」『民生日報』1913.4.11、「順徳辦警之抽費」『華字日報』1913.4.11。
- (94) 黄亮伯前掲論文 p. 252.
- (95) 「順徳防城之計画」『民生日報』1912.9.13。
- (96) 「游撃隊無分身術」『民生日報』1912.11.30。
- (97) 「地方警察成立」『民生日報』1913.3.15。
- (98) 順徳県における自治会設立の史料がほとんど見うけられないため、他県の事例を用いる。
- (99) 正式な行政区画から言えば佛山鎮は「佛山堡」。『宣統南海県志』 卷三「輿地略」 pp. 50B-51A. (『中国地方志集成』 廣東府県志輯30上海書店・巴蜀書社・江蘇古籍出版社2003年 p. 135.)
- (100) 蔣祖縁「清代佛山的商業與商業資本初探」『明清廣東社会經濟研究』 廣東人民出版社、1987年、羅一星『明清佛山經濟發展與社会変遷』 廣東人民出版社、1994年など。
- (101) 『宣統南海県志』 卷六「建置略」 pp. 4B-5A. (前掲書 p. 169.)
- (102) 『宣統南海県志』 卷六「建置略」 pp. 8B-9A. (前掲書 p. 171.)
- (103) 「又有家族自治会出现」『民生日報』1913.3.28。
- (104) 「地方自治之微効」『民生日報』1913.4.11。
- (105) 『道光新会県志』 卷一「図説」 p. 11B. (『中国地方志集成』 廣東府県志輯33上海書店・巴蜀書社・江蘇古籍出版社2003年 p. 84.) また、外海陳氏に関しては陳一峰「外海陳氏望族、可歌可泣の歴史」『江門日報』2003.11.2。
- (106) 確実に外海郷に設置された(すなわち名称に「外海」が記されている) 小学堂は以上3校(譚鏞『新会郷土志』 卷十「地理」「帰徳都」の項、粵東編訳公司、出版年不明)。
- (107) 「篁莊郷議事会開幕」『民生日報』1913.6.25 この記事には「新会篁莊郷、欧陽一姓、聚族而居。」とあり、また『道光新会県志』 卷一「図説」 p. 17B. (前掲書 p. 87.) には「篁莊中有圓山、火照山(中略)皆欧陽姓」とある。
- (108) 「龍畔自治会開幕」『民生日報』1913.6.14。
- (109) 宮内肇(2007年-b) 前掲論文。
- (110) 「宗族自治不准成立」『民生日報』1913.6.28。
- (111) 「定期選挙青雲文社総理」『民生日報』1912.11.14。
- (112) 印刷が不鮮明な為、判読不可能。
- (113) 「青雲文社協理已挙定」『民生日報』1912.12.16。
- (114) 鄧雨生編纂『全粵社会実録』(「広州城」順徳第三区自治研究社)の項、出版社不明、1910年。
- (115) 「選挙怪象之種種」『民生日報』1912.12.12。
- (116) 深町英夫前掲書 pp. 108-109. 深町氏の事例は広東省西寧県の事例。
- (117) 瀨川昌久前掲書 pp. 144-151. 瀨川氏は人類学者モーリス・フリードマン(Freedman, Maurice)氏、バートン・パスターナク(Pasternak, Burton)氏の研究を参考にしている。

- (118) 溝口雄三「辛亥革命の歴史的個性」『思想』989号、2006年 pp. 96-97. 溝口氏の「(身を)自ら治める」とは、黄遵憲の1897年の南学会設立時の講演から引いている（「黄公度廉訪第一次暨第二次講義」『湘報類纂』一／乙／上所収）。そして「自治」＝「自立」の言説は清末期の啓蒙雑誌には多数見られるとしている（同論文 pp. 97-98.）。自治と自立の関係については、黄東蘭『近代中国の地方自治と明治日本』汲古書院、2005年、pp. 77-96. も参照。